

一般社団法人日本家政学会 家族関係学部会

第45回 家族関係学セミナー 要旨集

公開シンポジウム

自由報告

-
- 日時 2025年10月11日(土)・12日(日)
 - 会場 静岡県立大学 小鹿(おしか)キャンパス
(静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号)

<日程>

10月11日(土)

- 12:30～ 受付・入室開始
13:00～16:00 公開シンポジウム：制度・政策と家族関係－いま、「親」とは何か・「子」とは何か－
16:30～17:30 総会
18:30～20:30 交流会

10月12日(日)

- 9:30～ 受付開始
10:00～11:45 自由報告

※公開シンポジウムは、一般社団法人日本家政学会の活動助成・静岡県立大学の研究集会助成を受けて開催します。

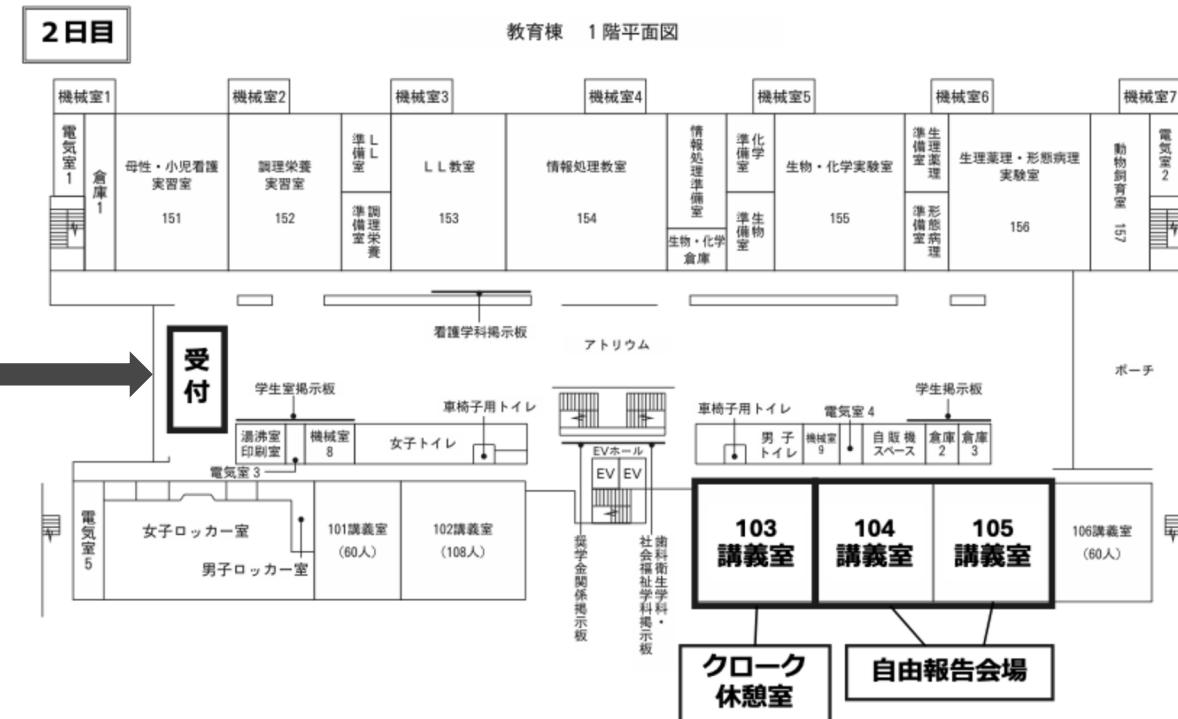
<会場案内図>

静岡県立大学 小鹿キャンパス

1日目 講堂【受付・シンポジウム・総会】



2日目 教育棟1階
【自由報告会場 104, 105】
【クローケ・休憩室 103】



●交通機関のご案内

[JR 静岡駅へのアクセス]

東京駅から JR 東海道新幹線(ひかり)で約 1 時間
 名古屋駅から JR 東海道新幹線(ひかり)で約 1 時間
 新大阪駅から JR 東海道新幹線(ひかり)で約 2 時間

[JR 静岡駅からキャンパスへのアクセス]

『JR 静岡駅北口 8 番バス乗場』から

「美和大谷線(静岡大学・東大谷方面)」に乗車し、『小鹿局前』で下車、徒歩 3 分

『JR 静岡駅南口 21 番バス乗場』から

「みなみ線(外回り)」に乗車し、『県立短大』下車(三菱電機前経由に乗車した場合のみ)すぐ、または『小鹿局前』で下車、徒歩 3 分



◀ 小鹿局前バス停から
の案内図はこちら

＜公開シンポジウム＞

10月11日（土）

13時00分～16時00分

テーマ：制度・政策と家族関係－いま、「親」とは何か・「子」とは何か－

【趣旨】

司法にかかわる実務の現場において、現行の制度・政策が家族関係にどのように関わっているかを問うシンポジウムです。今年度は、2024年5月に可決された民法一部改正をふまえて、「親」の責務の明示化や選択的共同親権の導入等が、離婚や社会的養護における親子関係の変化（再編）にどのような影響を与えるのかについて考えます。

本シンポジウムでは、この問題に司法や行政の現場にも携わる研究者である犬伏由子氏（慶應義塾大学名誉教授）、関井友子氏（文教大学教授）、音山裕宣氏（静岡県立大学短期大学部准教授）にご報告いただき、菊地真理氏（大阪産業大学教授）による論点整理をふまえ、参加者も含めて議論を深めたいと考えています。

13:00～

司会 山根 真理（神戸大学研究員）・村田 晋太朗（三重大学准教授）

報告1：親であること、親権者であること－2024年民法改正と「子の利益」－

慶應義塾大学名誉教授 犬伏 由子 氏

報告2：現代家族と民法改正

文教大学教授 関井 友子 氏

報告3：家庭養護における親子関係再構築の現状と課題

－代替養育から共同養育への転換－

静岡県立大学短期大学部准教授 音山 裕宣 氏

討論： 大阪産業大学教授 菊地 真理 氏

【シンポジストのご紹介】

犬伏 由子（いぬぶし ゆきこ）氏

慶應義塾大学名誉教授、東京家庭裁判所家事調停委員

専攻は民法・親族・相続法（家族法）

主要業績：犬伏由子，2019，「離婚紛争における子の利益と実体法—未成年子がいる離婚紛争の実情を通してー」若林昌子・犬伏由子・長谷部由起子編『家事事件リカレント講座・離婚と子の監護紛争の実務』日本加除出版、犬伏由子，2020，「選択的夫婦別氏（別姓）制度導入の意味—「氏の取得・変更」規定の見直しの視点で」二宮周平・犬伏由子編『現代家族法講座第2巻婚姻と離婚』日本評論社、犬伏由子，2023，「離婚・再婚による家族の流動化と子の利益をめぐって」『家族〈社会と法〉』39号。

関井 友子（せきい ともこ）氏

文教大学人間科学部教授、越谷市男女共同参画推進委員、さいたま家庭裁判所家事調停委員

専攻は家族社会学、ジェンダー論

主要業績：関井友子，2018，「家事調停のためのジェンダー論」『生活科学研究』No.40、

関井友子，2019，「育児環境の変化—その要因と課題—」埼玉家庭少年友の会研修会講演、関井友子，1999，「夫婦間暴力の社会学的視点」岡堂哲雄・関井友子編集『現代のエスプリ ファミリー・バイオレンス 家庭内の虐待と暴力』No.383，至文堂。

音山 裕宣（おとやま ひろのぶ）氏

静岡県立大学短期大学部社会福祉学科准教授

専攻は社会福祉学、家庭養護、臨床発達支援。社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床発達心理士SVなど。法務省職員（医療少年院法務教官）、川崎市職員（児童相談所児童福祉司・福祉事務所生活保護ケースワーカー）などの職務を経て現職。

主要業績：音山裕宣，2021，「第14章 家族アセスメントと家族支援プラン（家庭復帰計画）に基づく家庭支援の実際」相澤仁（監修）、酒井厚・舟橋敬一（編）『アセスメントと養育・家庭復帰プランニング』明石書店、音山裕宣，2025，「第15章 要保護児童等の家庭に対する支援」立花直樹ほか（編）『子育て支援』ミネルヴァ書房。

菊地 真理（きくち まり）氏

大阪産業大学大学経済学部教授、Stepfamily Association of Japan (SAJ) 運営委員

専攻は家族社会学、家族関係学

主要業績：菊地真理，2024，「日本における共同親権導入の意義と課題」『家族関係学』43号、菊地真理，2022，「ステップファミリーと養子制度の在り方について —『連れ子養子』は子の利益になるか」『家庭の法と裁判』39号、野沢慎司・菊地真理，2021，『ステップファミリー：子どもから見た離婚・再婚』KADOKAWA、菊地真理，2021，「『多様な家族』の限界への挑戦—再婚後の別居親子の継続と共同養育の実践—」『家族関係学』40号.

報告 1

親であること、親権者であること —2024年民法改正と『子の利益』—

犬伏 由子

慶應義塾大学

1. 「親」であることと、「親権者」であることは区別されている

民法は、親・子（未成年子）関係の法的効果の中心を「親権」制度においている。

*親権の内容—「身上監護権」

「財産管理権・法定代理権」
包括的権利義務

しかし、「親」＝「親権者」ではない。

「親権者」は「親」でなければならないが、すべての「親」が「親権者」となるとは限らない。

→親権制度を中心とする民法は、誰が子の「親権者」となって「親権」を行使するかを先ず定めている（＝親権を「行使すべき親」を親権者と定めている）→親権者＝親権行使者。

「親権とは何か（何のためにあるか）」ということも、誰を親権者とするかによって左右されってきた。

2. 2024年民法改正（令和6年法律第33号）が親権制度や親子関係に与えた意味

(1) 「子のための親権」へ

「親権の性質の明確化」（改正民法818条1項）

「親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない」

(2) 「親権」とは区別される「親であること」の意味の明確化

「親の責務」等の規定の新設（817条の12, 817条の13）

3. 親権制度の歴史的変遷—「親権の性質の明確化」とは

「家のための親権」→「親のための親権」→「子のための親権」

(1) 明治民法下の親権—「家のための親権」「親のための親権」

「子は其家に在る父の親権に服する但独立した生計を立つる成年者はこの限りにあらず」（旧877条1項）

(2) 1947年民法（現行民法）における親権—「子のための親権」？

「成年に達しない子は、父母の親権に服する」（818条1項）

(3) 2011年民法改正（児童虐待関連）、2022年民法改正（親子法関連）→部分的改正

(4) 2024年民法改正による「親権の性質の明確化」（改正818条1項）

*親権行使について、子の利益に基づくべきことを明確化した

4. 「親」であることの法的意味→改正民法817条の12（親の責務）817条の13（親子交流）

「親の責務」— 1項 「子の人格の尊重」「子の年齢および発達の程度に配慮した子の養育」

「子に対する生活保持義務（扶養義務）」

2項 「子に関する権利義務の履行に関し、父母相互の人格尊重、協力義務」

「親子交流（面会交流）」（改正民法 817条の13）—子と別居親や、子の親族との交流

5. 父母の婚姻関係の有無により「共同親権・単独親権」に区別する根拠の正当性？

(1) 現行法の説明—共同親権=婚姻関係にある父母→共同生活の存在=共同決定の可能性

↓ →共同生活不在—共同行使困難（実際上の便宜）→単独決定

「婚姻家族モデル」 →父母の離婚後・婚外関係の場合—単独親権の正当化

(2) 正当化根拠への疑問

・家族（父母の関係性）の多様化—共同生活の有無（事実）に基づく共同親権の正当化は困難

・子供の利益の観点—父母の双方が子の養育に責任を負い、双方の関与の下で意思決定された方が子の利益の観点から望ましい

・親の権利義務・平等—特に離婚の場合、親権喪失・停止といった親権制限事由なしに、なぜ「離婚」によって父母の一方が親権を制限されるのか（あるいは、責任を免れるのか）

・共同親権・親権共同行使が不適当な場合（DV や児童虐待など）に、単独親権とする、あるいは、共同行使を制限する法的対応をとるべき

6. 2024年民法改正の内容

(1)選択的共同親権制度—父母が婚姻関係にない場合（離婚後、婚外関係）にも共同親権を選択可能とする

(2)選択の方法—協議離婚が 87.7%（2023 年）

①父母間の合意、合意が整わない場合は裁判所の判断

[改正前] 単独親権（父 or 母）の合意、単独親権者（父 or 母）についての紛争

[改正後] +

共同親権の合意 単独親権・共同親権のいずれにするかの紛争

②裁判所の判断基準（改正民法 819条7項）「子の利益のため、父母と子との関係、父と母の関係、その他一切の事情を考慮」

→必要的単独親権—共同親権とすることが子の利益を害する場合（例示：児童虐待、DV の存在、父母による親権共同行使が困難と認められる場合）

(3)共同親権の場合の親権行使の調整

①親権単独行使が認められる場合（改正民法 824条の2第1項、第2項）

→子の利益のため急迫の事情があるとき、監護・教育に関する日常的行為

②特定事項についての親権行使者の決定（改正民法 824条の2第3項）

③監護者の指定（改正民法 766条1項、824条の3）

監護者の権限=身上監護権

監護権を有する親権者が監護権を持たない親権者に優先して監護教育を行う

④監護の分掌（分担）（改正民法 766条1項）

報告 2

現代家族と民法改正

関井 友子
文教大学

1. 現代家族の 2 つの原則

現代家族は 2 つの原則、自助原則と愛情原則を有する。かつて家族研究では家族機能として展開されてきたが、機能論は誰にとって「機能」するのかという批判から、現在は取り上げられなくなっている。機能論の多くが家族に情緒安定や経済単位としての家族という要素を見出してきた。家族は愛し合うがゆえに助け支え合わなければならない。このような理念型が多くの人々に内面化されているといえるだろう。

2. 「家」制度と現代家族（核家族制度）

戦後西欧型小家族をモデルとして家族像を設定した日本社会であるが、戦前の日本家族は「家」を制度化してきた。制度としての家は法的には廃止されたが、日本社会には企業などの組織において家的なシステムが機能している。年功制や入社式、新規学卒一括採用などにみられる日本独自の就労慣行はバブル経済崩壊後、グローバル化が叫ばれていても、いまだ根強く日本社会に存在している。また、「家」的な要素は多くの人々の家族意識にも根付いている。家制度と戦後の核家族制度の最大の相違は、家制度が家の継承を目的にするのに対し核家族は一代限りの家族として制度化されたことである。この家族像の捉え方の相違は家事調停の場面でしばしば表面化する。

3. 事例考察

家的な家族像を内面化している者にとっては、家族とは既に存在するものであり、それぞれの役割を果たすことが求められるのに対し、核家族規範では、家族は愛し合い故に支え合う存在であるから、互いの関係（多くは良好な関係性）を確認し合い、関係性の構築が期待されるものとなる。

例えば父親は家業を継承し、それ故、自分が自らの両親を尊敬するように、自分も自分の妻や子どもたちとの関係も同様な関係性が築かれていると思う一方で、妻や子らは自分たちの家族境界を核家族的に意識し、自らの希望や関係性において構築していくものと捉えている。同居している家族でも、その家族境界が異なっていると、家族解体へと結びつく。

調停で出会う家族でしばしばみられることであるが、別居し離婚という課題に直面すると、これまで同居している際には子どもと積極的に関わることがなかった親が、子どもとの面会交流（親子交流）を求めることがある。時には「面会交流は親の権利だ」と裁判所が面会交流で求める理念を理解しない親に会うこともある。子との面会を求めることが、離婚を求める配偶者への嫌がらせや相手への負荷として要求してはいないか、と疑いをもってしまうようなこともある。

4. 現代家族の2つの原則からみる民法改正

この度の、民法改正に伴う共同親権の導入では、子どもの成長のための別居親との関係性の強化が、ともすれば離婚後の元配偶者への負荷になることが懸念される。現在、調停委員向けの研修では、別居親との共同で決定する事項（行為）についてなど、今後新たに調停で協議を求められることについて、確認、研修として実施されている。共同親権の導入は、愛情原則の推進としてとらえられる。しかし、子どもの養育・成長の前提となるのは、経済的に安定した生活環境であり、養育費の支払い状況を鑑みると、養育費の履行の強化については、実施が今回の改正で見直しがうたわれているのだが、その実効性についての議論は十分なのだろうか。現代家族のもう一方の要素である、自助原則からの議論は十分になされているのであろうか。

報告 3

家庭養護における親子関係再構築の現状と課題

—代替養育から共同養育への転換—

音山 裕宣

静岡県立大学短期大学部

1. 親子関係再構築が伸展しない現状

2016 年の児童福祉法改正で、保護者による養育が困難または不適切な状況に置かれた社会的養護を必要とする子どもは、代替養育として里親やファミリーホームなど、家庭と同様の養育環境を提供することなどを優先して検討することとした「家庭養育優先の原則」が明示された。さらに、児童養護施設などの専門機関とともに、個人である里親に対しても親子関係再構築のための支援を行うことが規定された。

わが国の社会的養護は施設養護が主体であったが、「家庭養育優先の原則」のもとで里親委託が推進されることに伴い、家庭養護における親子関係再構築の支援が求められるケースが増えることが予測される。ところが、里親に委託された子どもの委託時における保護者の状況を見ると、「両親又は父母のどちらかあり」が 86.1%であるにも関わらず、その中の 63.9%が「家族との交流なし」となっている（こども家庭庁 2024）。また、子どもの今後の見通しについても、「保護者のもとへ復帰」は 11.8%に留まっている（こども家庭庁 2024）。家庭養護では、親子関係再構築の支援が十分になされていないことが、今日の社会的養護における現状である。

2. 里親と実親のパートナーシップが形成されない要因

親子関係再構築に至らない要因として、実親が貧困や精神疾患などの多様な問題を抱え、かつ、里親という自分以外の「親」が存在することへの「拒否感」、子どもが他人の家庭に馴染んでしまうことに対しての「喪失感」、また、里親が専門職ではないことに対する「不信感」などの負の感情（音山 2023）や、「子どもをとられる気がする」（木村 2007）との誤った認識から、里親との協働に否定的な考えを抱くことが挙げられる。一方で里親も、実親に対して、「子どもを適切に養育できなかった人」（宮島 2011）などの偏った先入観から実親との協働に消極的な傾向がある。さらに、両者の関係調整の役割を担う児童相談所が、実親と里親との間での連絡や面会を了解していないことが多いことも明らかになっており（山梨社会的養護研究会 2023）、「全国里親会中長期ビジョンに関する報告書」（全国里親会中長期ビジョン策定検討委員会 2016）に示された、「里親は、関係機関と協働のもとに、実親との共同養育を推進しなければならない」という視点は取り残されたままである。

3. 家庭養護における親子関係再構築の展望－代替養育から共同養育へ－

社会的養護である里親は一時的な養育を行う制度であるが、里親委託の平均期間は4.5年（こども家庭庁 2024）であり、委託期間は長期化している。里親養育は「里親による代替養育」と言われるが、「里親と実親による共同養育」に転換することは、里親という養育モデルとの相互作用による親子関係再構築に向けた実親の「親」としての発達に寄与するのみではなく、子どもの人生の分断回避や里親及び実親それぞれとの愛着関係保持にも有効である。そして、親子関係再構築により、子どもが実親家庭に復帰した後も「共同養育」は重要な位置を占める。実親家庭への復帰が実現すると、子どもは一定期間慣れ親しんできた里親家庭から離脱することになるが、子どもにとって里親家庭は家族とも言える存在であり、里親は信頼できる大人でもある。また、里親は実親の養育の苦労を共感できる存在でもあることから、さまざまな問題を抱える実親にとっても子どもの養育経験を共有できる里親からのサポートは有益、かつ、受け入れやすいものである。子どもが実親家庭に復帰した後も、在宅支援の一環として里親家庭でのレスパイト・ケアを行うなど、「里親と実親による共同養育」の体制を整えることは、実親と子ども双方にとって重要な意義を持つ。あわせて、子どもを一定期間養育した里親にとっても、実親家庭への復帰後の子どもの状況をリアルタイムで確認できることは、養育里親としての励みになる。里親委託期間中のみならず、家庭復帰後も「里親と実親による共同養育」が継続できるように両者の協働体制を整備し、コーディネートしていくソーシャルワークが求められている。

4. 親子関係再構築再考の契機

里親に委託された子どもの46%は「虐待経験あり」であることから（こども家庭庁 2024）、親子関係再構築には丁寧な家族アセスメントが必要である。一方で、既述のとおり、2016年の児童福祉法改正では、里親に対しても親子関係再構築のための支援を行うことが規定された。2024年の民法一部改正における親の養育責任の明確化などを契機として、伸展しない里親養育における親子関係再構築のあり方を問い合わせ直す機会としたい。

【文献】

- 木村容子, 2007, 「子どもの福祉の視点に立つ里親制度の在り方に関する検討」『京都光華女子大学研究紀要』45:329-348.
- こども家庭庁, 2024, 『児童養護施設入所児童等調査の概要（令和5年2月1日現在）』.
- 宮島清, 2011, 「実親の生活課題と子どもとの交流 15章」庄司順一他編『里親養育と里親ソーシャルワーク』福村出版, 225-236.
- 音山裕宣, 2023, 「里親に委託された子どもの実親に対する臨床発達支援のあり方に関する実践研究—フォースタリングソーシャルワークにおける家族再統合支援からの考察」『臨床発達心理実践研究』18 (2) :74-85.
- 山梨社会的養護研究会, 2023, 『里親研究－アドミッションケア・共働き里親・複数児童受託を中心課題として－』.
- 全国里親会中長期ビジョン策定検討委員会, 2016, 『全国里親会中長期ビジョンに関する報告書』.

<自由報告>

9:30～ 受付 教育棟 1 階入口
10:00～11:45 自由報告

A 会場：教育棟 1 階 104 講義室

B 会場：教育棟 1 階 105 講義室

報告 18 分(1 鈴：終了 1 分前、2 鈴：終了)質疑応答 5 分 計 23 分

A 会場：

座長：李 秀眞（弘前大学）

1. 韓国在住脱北者のアイデンティティと多文化政策

尹 純喜（群馬県立女子大学 文学部 文化情報学科）

2. 中国における育児期の農民工のネットワーク構築とその影響に関する研究

張 迎霞（神戸大学 人文学研究科）

3. 育休延長・保活をめぐる意思決定過程と母親役割の形成

尾曲 美香（神戸大学 女性リーダー育成推進室）

4. 子育て支援のNPO「まめっこ」の歩み

山根 真理（神戸大学 人文学研究科）
丸山 政子・中井 恵美（認定NPO法人 子育て支援のNPO まめっこ）

B 会場：

座長：表 真美（京都女子大学）

1. 家庭科における「ケア」概念の検討—国内文献の整理を通して—

増田 莉子（神戸大学大学院 人間発達環境学研究科博士後期課程）

2. 中年期共働き女性のワークライフバランス

中川 まり（大妻女子大学 家政学部）

3. 妻からの働きかけに対する夫の受け止め方と料理実施度の関連

石橋 愛架（鹿児島大学 教育学部）

4. 母親・個人としてのアイデンティティの葛藤と受容

—1960～70年代に結婚・育児を経験した女性の生活史—

宮坂 靖子（金城学院大学 生活環境学部）

韓国在住脱北者のアイデンティティと多文化政策

尹珍喜

群馬県立女子大学 文学部 文化情報学科

1. 目的

韓国の脱北者支援政策は、これまで民族主義の観点から文化的同質性の回復を前提とする同化政策として展開されてきた。一方、2000年代以降は結婚移住女性の増加を背景に多文化家族支援政策が整備され、脱北者支援にも多文化の視点が取り入れられつつある。韓国在住の脱北者は、韓国国民としての法的地位や文化・言語的類似性を有しつつ、移動経験に基づく「移民」としての側面も抱えることで、重層的なアイデンティティを形成している。本研究の目的は、脱北者支援と多文化家族支援の接続動向を把握し、脱北者が韓国社会への適応過程でいかに自己のアイデンティティを構築・調整しているのかを明らかにすることである。

2. 方法

本研究を遂行するため、統一部・女性家族部・保健福祉部などが実施する脱北者支援および多文化家族支援に関する政策・事業資料を収集し、事業内容、対象範囲、理念（同化／統合／多文化）などを比較検討した。併せて、韓国在住の脱北者に対する半構造化インタビューを行い、脱北経緯、家族関係、韓国社会での適応経験を中心に、自己認識や自己語りのあり方を分析した。

3. 倫理的配慮

調査の実施にあたり、所属機関の倫理指針に基づく承認を得た。対象者には事前に調査目的とプライバシー保護方針を説明し、同意を確認した。調査時にはセンシティブな経験に配慮して質問や進行を設計し、データの公表時は、個人が特定されないよう関連情報の提示を最小限にとどめた。

4. 結果および考察

言語、教育、就労、文化など、韓国社会への適応に関わる課題の類似性から、脱北者支援と多文化家族支援の間には多くの政策接続が見られた。一方で、脱北者政策には、「同胞」として民族的同質性を強調する見方と、「移民」として多文化理解を求める見方が併存している。インタビューからは、当事者が場面に応じて自己アイデンティティを使い分け、社会的関係の中で調整している姿が見られた。韓国社会において、民族主義と多文化主義のはざまにある脱北者への支援のあり方は、行政の効率化にとどまらず、ライフステージや家族状況を踏まえたきめ細かな設計が求められる。

※ 本研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究(C)「適応支援とアイデンティティ・ポリティクスにおける脱北者の社会的構成の探究」の成果の一部である。

中国における育児期の農民工のネットワーク構築とその影響に関する研究

張迎霞

神戸大学 人文学研究科

1. 研究の背景と目的

農民工の多くは都市で就労しながら子育ても担っており、とりわけ就労と家庭を両立させる「二重負担」を抱えている。また、中国の戸籍（都市・農村）制度の制約により、都市部での安定した居住環境や福祉サービスへのアクセスが限られており、住宅費や教育費などの家庭支出は大きな負担となっている。さらに、中国青年研究センターが2021年に実施した「新市民青年層の発展状況調査」によれば、多くの農民工が子どもの養育に困難を感じており、都市における社会的孤立や支援の欠如に直面している現状が明らかになっている。こうした背景の下で、情報の共有、感情的な支え、実際的な援助などを提供する社会的ネットワークは、子育ての負担を軽減し、社会的孤立を緩和する役割を果たすと考えられる。

本研究の目的は、中国における育児期の農民工が直面する生活上の困難を明らかにするとともに、彼らが都市部でどのように社会ネットワークを構築し、それを通じて育児や生活の課題を解決しているのかを検討することである。

2. 方法

2025年2月～3月に中国の四川省でインタビュー調査を実施した。対象者は12名（男性5名、女性7名）である。対象者の選定には、現地の知人を起点としたスノーボール・サンプリング法を用いた。インタビュー実施前には、研究内容、匿名性の保持、データ取扱の厳守について書面および口頭で説明し、同意書への署名を得た。調査は1人60-90分であった。

3. 結果および考察

育児期の農民工が直面する困難は多様であり、その程度や内容は個々の状況によって異なる。具体的には、経済的困難、育児の時間的制約、家族との、社会的孤立、育児知識の不足、さらには子どもの教育環境に対する不安などが、心理的ストレスの主な要因となっている。

こうした生活状況のなかで、農民工がどのように社会ネットワークを構築しているのかをみると、大きく三つのタイプが確認された。第一に、実家や配偶者の実家からの支援を中心とした家族依存型のネットワークである。このタイプでは、育児や家事における直接的な支援を家族から得ることで日常生活を維持している。第二に、職場や余暇活動を通じて同僚や友人との関係を形成する同僚・友人型である。このネットワークでは、育児や生活上の悩みを共有することで心理的な支えが得られていた。第三に、出稼ぎ先の隣人や現地に居住する親戚との関係を重視する地域社会型である。このタイプは、地域社会における協力や助け合いを通じて、育児や生活上の課題を解決する機能を担っている。

育休延長・保活をめぐる意思決定過程と母親役割の形成

尾曲美香

神戸大学 女性リーダー育成推進室

1. 目的

本研究の目的は、育児休業（以下、育休）の取得や保育所入所活動（以下、保活）をめぐる夫婦間の意思決定過程を明らかにし、その過程を通じて母親役割がどのように形成されるかを検討することである。育休や保活は、子どもの生活と親の就労を調整する重要な局面であり、夫婦間の役割分担や育児の方針をめぐる対話や交渉が集中的に行われる場面でもある。本研究では、この意思決定過程に焦点を当て、夫婦がどのような理由や語りによって判断を正当化し、最終的な役割分担を決定していくのかを明らかにする。

2. 方法

2018年4月から2019年9月にかけて「神奈川県川崎市在住の、保育所に通う子どもを持つもしくは通わせることを目指して保活中の母親・父親」20名を対象に、半構造化インタビューを実施した。主な質問項目は「入所に至る経緯」「入所手続きの際に行なった行動の詳細」「入所しやすくするために行なった調整」などである。逐語化データをもとに、判断の根拠として語られた言葉や、夫婦間での合意形成の過程を分析した。

3. 倫理的配慮

インタビュー調査の実施にあたって、国立大学法人お茶の水女子大学人文社会科学研究の倫理審査会による倫理審査に申請し、承認を得た。保育所入所基準は自治体によって異なり、地域の人口動態や待機児童の状況によって手続きの難易度も変わるために、調査協力者には対象地域をあらかじめ説明し、同意を得た。

4. 結果および考察

分析の結果、育休や保活に関する意思決定は、母親が中心的に担う傾向が明らかとなった。母親は保育制度や手続き、見学による保育所の具体的な情報を把握し、それをもとに自身の育休取得期間や希望園の決定を行っていた。一方、夫はフォーマルな情報や客観的指標を参照することが主で、子どもの個別性や保育所の具体的な様子を把握する機会は限られていた。そのため、夫婦間で合意が形成される際も、母親の希望や判断が優先されやすく、結果的に意思決定の中心が母親に偏る傾向が見られた。また、母親は「子どもの利益」「復職後の生活リズムを保つ」「入所成功のための制度への適応」などと語り、自身の判断や行動を正当化していた。保育所の選択肢が多い場合、母親は一見不合理に見える努力や葛藤も引き受け、入所可能性の低さや手続きの煩雑さを前にも主体的に調整行動を担っていることが確認された。これらの結果は、育休や保活の過程を通じて、母親役割が自然に形成されやすい傾向を示している。

子育て支援の NPO 「まめっこ」の歩み

○山根真理¹・丸山政子²・中井恵美²

¹神戸大学 人文学研究科・²認定 NPO 法人子育て支援の NPO まめっこ

1. 目的

本報告※の目的は名古屋市で活動する「子育て支援の NPO まめっこ」について、活動の展開を政策および学術的動向との関連で理解することである。「まめっこ」は全国的にみても、前史である 1990 年代の活動を含め、長きにわたり「子育て支援」活動を行ってきている。2015 年の「子ども・子育て支援新制度」本格施行以降は、行政の子育て支援拠点として中心的な役割を果たしている。「まめっこ」の事例に即し、その歴史的展開をふまえ、子育て支援のあり方に関する課題について考える。

2. 方法

二つの調査方法をとる。第一に「まめっこ」の歩みに関して、山根が丸山、中井に話をきいたインタビューである。2024 年 12 月、2025 年 1 月の 2 回、1～2 時間程度のインタビューを実施した。主な内容は、「まめっこ」の節目となる転機、契機となった出来事、「まめっこ」の転機における考え方、「まめっこ」運営にかかる変化、などである。第二は「まめっこ」発行の冊子、通信、事業報告書等の資料の検討である。なお結果公表にあたり、「まめっこ」の歩みにかかる人物、団体名は基本的に匿名とし、個人情報や個人が特定できる情報は掲載しない。

3. 結果および考察

「まめっこ」の歩みは大きく三つの時期に分けることができる。第一は創設前の時期である。初代理事長、丸山自身の 1970 年代の子育て経験を通してもった孤立育児への疑問から、1990 年代初頭頃から、子育てとジェンダーを意識した社会活動を行ってきた時期である。第二の時期は 2000 年に特定非営利活動法人「子育て支援の NPO まめっこ」が認証され、2003 年に名古屋市北区柳原通商店街に会員制の「遊モア」を開設してから、2015 年頃までである。子育て中の親子の交流、商店街、企業、地域 NPO などとの間で、多様な社会的つながりを生みだす活動を展開してきた。第三の時期は 2015 年に名古屋市子ども・支援センターをコンソーシアムで受託した頃から現在までである。2016 年から「遊モア」は名古屋市の「地域子育て支援拠点」となり、2018 年に理事長を中井に交替、2024 年に名古屋市子ども・子育て支援センターを単独受託、現在は名古屋市北区で 3 つの子育て支援拠点を運営し、「循環型の子育て支援」を目指した多様な事業を展開している。「親も子も主人公」の合言葉は「まめっこ」設立前から今日までを貫く運営理念である。報告では各時期の取組み、運営形態、課題等について考察する。

※本報告は JSPS 科研費「東アジアにおける『家族と教育』をめぐる政策と実践のジェンダー・ポリティクス」（挑戦・萌芽、課題番号 24K21428）の助成を受けて行う。

家庭科における「ケア」概念の検討

—国内文献の整理を通して—

○増田 莉子

神戸大学大学院 人間発達環境学研究科博士後期課程

1. 目的

本論においては、家庭科教育研究においてケアに関連する文献を対象に、当該分野におけるケア概念の比較・検討を通して、ケアがどのように捉えられているのか、考察することを目的とする。

2. 研究の背景

少子高齢化や家族形態の多様化、地域とのつながりの希薄化といった社会的背景のもと、福祉・医療・看護・心理などの多分野において、ケアのあり方が注目を集めている（藤井, 2022; 井上, 2022）。家庭科教育は、戦前の女子教育に端を発しつつ、幼児・家族・高齢者などケアに関わる多様な内容を扱ってきた。生活全般を対象とする家庭科は、今日においてもケアとの関わりが非常に深い教科であるといえる。

家庭科教育研究においては、「自立」や「共生」といった家庭科の教育目標とノディングズのケア理論との関わりを指摘するものなど、ケアに着目する研究が散見される。たとえば、藤井・伊藤（2022）は家庭科の教育目標とケア理論との関連性を論じ、貴志（2007）はノディングズの枠組みに基づいて家庭科における学習テーマを再構成する試みを行った。このように、先行研究においても家庭科教育におけるケアの重要性が指摘され、教科内容としても長年にわたり取り上げられてきた。しかし、ケア概念そのものに焦点を当て、家庭科教育に関する文献を体系的に整理・検討したレビュー研究は、管見の限り見られない。本研究により、当該分野において蓄積されたケアに関わる知見を整理しケア概念の検討を行う。

3. 対象文献の選定

本研究は家庭科教育のケア概念に関する幅広い知見を得るために、研究の種別や発表年代により限定することなく文献の抽出を行った。

4. 方法

文献の抽出を行うためにCinii Articles(国立情報学研究所)を用いて検索を行った。また検索ワードは「家庭科」「ケア」の2語であり、この2語をフリーワード検索に入力して文献抽出を行った。検索日は2025年6月1日であり、スクリーニングを経て採択する文献を決定した。

採択した文献についてレビューシートを作成し掲載年度順に並べた後、研究方法、ケア概念の2つの観点から整理した。研究方法では研究の種類・調査対象・データの収集方法を、ケア概念では扱われているケアの内容から検討し、筆者の考察を行った。

5. 本研究の主要参考文献

- 上野千鶴子, 2011, 『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』太田出版.
Noddings, N., 1984, *Caring: A Relational Approach to Ethics and Moral Education*, Berkeley University of California Press. (立山義康他訳, 1997, 『ケアリング—倫理と道徳の教育—女性の観点から』 晃洋書房.)

中年期共働き女性のワークライフバランス

中川 まり

大妻女子大学 家政学部

1. 目的

中年期以降の有配偶既婚女性の労働率は上昇傾向にあり（厚生労働省 2024）、正規雇用者は微増するものの、約 6 割が家計補助として就労する非正規雇用である（総務省統計局 2025）。また近年は結婚・出産による就業中断後に非正規雇用として働く女性について、仕事意欲の高さや自己啓発への積極性があることが報告されている（田上 2023）。こうした背景をふまえ、本研究は、末子が中学生以上であり、離別・死別を含まない中年期有配偶の非正規雇用女性 510 名を対象とし、ワーク・ファミリー・コンフリクト (WFC) とワーク・ファミリー・ファシリテーション (WFF) が、夫の収入階層や職場要因と家庭役割からどのような影響を受けているのかを明らかにすることを目的とする。

2. 方法

方法はインターネットによる質問紙調査である。分析対象は、一都三県に夫と子どもと同居し、子どもは末子が中学生以上であり、非正規雇用である 35 歳以上 59 歳の既婚女性 510 名である。調査期間は 2023 年 2 月、実査はマイボイスコム株式会社に委託した。調査名は「家族についてのアンケート」である。分析は記述統計および共分散構造分析を行った。

3. 倫理的配慮

本研究の調査内容は、大妻女子大学生命科学研究倫理委員会において倫理審査を受け、2022 年 12 月 20 日に承認（承認番号 04-039）を得た。質問項目には倫理的配慮を十分に行い、調査依頼画面で趣旨を説明し、対象者の承諾を得たうえで調査協力を得た。また回答に際し、不都合が生じた場合には不利益なく中断ができるることを明示した。

4. 結果および考察

分析の結果、第 1 に中年期非正規雇用女性の WFC について、夫の収入階層が低いほど、女性の性別役割分業意識が伝統的であるほど、WFC が高いことが明らかになった。この結果から非正規雇用女性は、家計補助としての役割を担うが、夫の収入が低いことで、仕事と家庭の間の役割葛藤をより強めることが示唆された。第 2 に WFF について、非正規雇用女性は企業規模の大きさが WFF を高めることから、企業規模が大きいことで非正規雇用の働き方改革などのメリットを受け、また仕事を通じた視野の広がりを得ることで、充実感が増すことが考察された。さらに非正規雇用女性は家事遂行が少ないほど WFF が高いことも新たに示唆された。

本研究は JSPS 科研費 JP19K02362 基盤研究 (C) 「子育て期後の共働き家族における妻のキャリア形成と夫の家庭役割、勢力関係」(2019-2022 年度、研究代表者中川まり) ならびに令和 7 年度大妻女子大学人間生活文化研究所戦略的個人研究費「高齢社会における中高年期のワーク・ライフ・バランスと資産形成：階層化に着目して」(研究代表者中川まり) の助成を受けたものです。

妻からの働きかけに対する夫の受け止め方と料理実施度の関連

石橋愛架

鹿児島大学 教育学部

1. 研究の背景と目的

共働き化が進む今日においても家事分担の不均衡は残存しており（総務省 2021）、とりわけ食家事では、妻の理想と夫の実施度の乖離が報告され、さらに妻の働きかけ方が夫の食家事行動を促進・抑制し得ることが示されている（石橋 2023, 2025）。ただし、これらは主として妻側の視点・報告に依拠しており、夫がその働きかけをどのように受け止め、その受け止め方が自身の家事行動にどう結びつくのかを夫サンプルの一次データで直接に検証した研究は見られない。そこで本研究は、日常性の高い料理場面に着目し、妻からの働きかけに対する夫の受け止め方の下位因子を明らかにするとともに、これらの受け止め方が夫の料理実施度とどの程度関連するかを検討することを目的とする。

2. 方法

対象は子どもを持たない 20～30 代の既婚男性 193 名で、オンライン質問紙により回答を得た（有効回収率 64.3%）。妻の働きかけ（不公平の訴え／ほめる／頼る）に対する夫の感情項目に主因子法・Promax 回転で因子分析を行い、各因子得点と料理実施度との関連を Pearson の積率相関係数で検討した。

3. 研究結果と考察

因子分析の結果、妻からの不公平の訴えに対して〈反発〉〈妻を気にする〉〈後ろめたさ〉、ほめられる働きかけに対して〈拒否〉〈素直〉、頼られる働きかけに対して〈気分が重い〉〈素直〉の計 7 因子が抽出された。

これらの因子得点と料理の実施度との関連を Pearson 相関でみると、受け止め方が「素直」であるほど料理を実際に行っていることが示された。具体的には、ほめられた時の〈素直〉は $r=.50$ 、頼られた時の〈素直〉は $r=.45$ で、いずれも中程度以上の正相関を示した。また、不公平の訴えという葛藤を含みやすい場面でも、〈妻を気にする〉 ($r=.29$) や〈後ろめたさ〉 ($r=.29$) を抱きやすい人ほど、料理の実施度が高い傾向がみられた。一方で、〈反発〉や〈拒否〉〈気分が重い〉といった否定的な受け止めは、少なくとも他の要因を統制しない単純相関の範囲では料理実施度との有意な関連を示さなかった。

以上より、受け止め方の質、とくに賞賛・依頼への〈素直さ〉と不公平への訴えへの〈妻を気にする／後ろめたさ〉といった他者配慮的感情が、夫の料理実施に結びつくことが示された。〈素直さ〉は自律性の尊重や役割期待の明確化を通じて意図を高め、実行につながりやすい。一方、不公平の訴え場面でも、配慮や軽度の罪責は関係維持・是正の動機となり、償い行動としての実施を促し得る。対照的に、〈反発〉〈拒否〉など否定的な受け止めは単独では説明力が乏しく、実務上は自律支援的な賞賛・依頼や非断罪的な訴えが有効と考えられる。なお、本研究は相関分析に基づくため、因果関係は主張しない。工程別の実測分担・場面別の行動意図・資源差・理想—実際の乖離を用いた補完分析の結果は当日発表する。

母親・個人としてのアイデンティティの葛藤と受容

—1960～70年代に結婚・育児を経験した女性の生活史—

宮坂 靖子

金城学院大学 生活環境学部

1. 目的

1936（昭和11）年に生まれ、1963（昭和38）年に結婚、1964年、1967年、1970年に3人の子どもを出産し育児を経験した女性（Yさん）の生活史を生活実感に着目して描き出すことを目的とする。特に、一人の女性としてのアイデンティティと専業母としてのアイデンティティの間に生じた葛藤に着目する。

2. 方法

「家計簿」に記された生活雑感の内容分析とインタビュー調査を併用した。家計簿は調査対象者からの申し出により譲り受け、本報告では、1963年「金銭出納帳」と1965～1974年「家計簿」を資料として用いた。さらに、2017年3月22日にYさん夫妻に対して、2018年2月26日にYさんに対してインタビューを実施した。

3. 倫理的配慮

Yさん夫妻に、調査目的、個人情報の保護、調査協力の利益と不利益、データの管理や公開、同意と撤回などについて書面と口頭で説明し、夫妻双方より調査協力の「同意書」を得た。

4. 結果と考察

（1）ライフコース —結婚・出産・育児と仕事—

Yさんは、大学卒業後に勤務した民間企業を結婚時に退職した。ただし、就業への意欲は持ち続け、通信講座の受講、家計補助を兼ねたモニターや雑誌の懸賞記事の投稿などを積極的に行なった。少しでも時間を作り自身の好きな文筆活動や、収入につながる単発的な仕事を行うための時間を確保するために、子どもは近隣の公立保育所に預けた（3年保育）。第三子の保育所入所と同時に、非正規雇用の職に再就職した。

（2）アイデンティティのゆらぎと葛藤

アイデンティティをめぐる葛藤が吐露された記載の初出は、第一子が1歳2ヶ月の時であり、専業母であることの自己肯定感と劣等感の間の葛藤が噴出した。第一子が1歳4ヶ月の頃には、三歳児神話と自身の就業意欲の間の葛藤も綴られている。第一子の保育所入所後、第二子が間もなく2歳になる頃には、新聞（全国紙）の主婦の生きがいをめぐる特集に投稿記事が掲載された。子どもの成長にともないアイデンティティをめぐる葛藤の記載はみられなくなつた。

（3）まとめ —近代家族期を生きた女性のリアリティー—

専業母としての役割を期待され受容したYさんの生活史は、近代家族の生活経験として位置づけられるが、そこに存在していたアイデンティティをめぐる受容と葛藤をめぐるリアルな調整経験が浮き彫りになった。また、近隣ネットワークや親族ネットワークの存在など、近代家族には包括しきれない多様で重層的な生活が看取できた。

注) 貴重な資料を提供してくださったYさんご夫妻、資料の入手、調査の実施の際にご尽力くださった西道実氏（武庫川女子教授）に、深謝申し上げる。